

〔法第十五条の二の三、法第十五条の二の四〕

作成日：平成 29年11月30日

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿〔焼却〕(平成29年10月度)

対象期間：平成 29年 10月 1日 ~ 平成 29年 10月 31日

焼却した産業廃棄物の種類及び数量〔規一二条の七の二-イ、規一二条の七の五-イ〕

種類		数量(単位)
産業廃棄物	燃え殻	(/月)
	汚泥	0.06 (t /月)
	廃油	0.48 (t /月)
	廃酸	(/月)
	廃アルカリ	(/月)
	廃プラスチック類	104.93 (t /月)
	紙くず	55.1 (t /月)
	木くず	80.66 (t /月)
	繊維くず	19.83 (t /月)
	動植物性残さ	(t /月)
	動物系固形不要物	(/月)
	ゴムくず	(t /月)
	金属くず	(/月)
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(/月)
	鉛さい	(/月)
	がれき類	(/月)
	動物のふん尿	(/月)
	動物の死体	(/月)
	ばいじん	(/月)
	処分するために処理したもの (13号廃棄物)	(/月)
特別管理 産業廃棄物	燃えやすい廃油	(/月)
	pH2.0以下の廃酸	(/月)
	pH12.5以上の廃アルカリ	(/月)
	感染性産業廃棄物	(/月)
	その他()	(/月)
	その他()	(/月)

燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置(連続測定)〔規十二条の七の二-ロ、規十二条の七の五-ロ〕

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	排ガス中の一酸化炭素濃度	焼成炉温度 ^{※4}
測定位置	別紙1の通り ^{※1}	別紙1の通り ^{※1}	別紙1の通り ^{※1}	別紙1の通り ^{※1}
測定結果が得られた日	平成 年 月 日			
測定結果	別紙2の通り ^{※2}	別紙2の通り ^{※2}	別紙2の通り ^{※2}	別紙2の通り ^{※2}

ばいじんの除去の実施状況と措置〔規一二条の七の五-ハ〕

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	平成 29年 10月 23日	平成 29年 10月 1日~31日

排ガスの測定結果〔規十二条の七の二-ニ、規十二条の七の五-ニ〕

	6月に1回以上	1年に1回以上
採取位置	別紙1の通り ^{※1}	別紙1の通り ^{※1}
採取した年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
測定結果が得られた日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
ダイオキシン類 ^{※3}		
ばい煙量又は硫黄酸化物	() ^{※5}	
ばい煙濃度 ^{※3} ばいじん	() ^{※5}	
塩化水素	() ^{※5}	
窒素酸化物	() ^{※5}	

※1 焼却施設のフロー図に明示すること。

※2 連続記録紙を添付すること。※3 計量証明書を添付しても良い。※4 ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合。※5 単位を記入すること。

公益社団法人全国産業廃棄物連合会 中間処理部会作成(2011年5月)